

## ガバナンス研究部会（第238回）議事録

日時：平成29年12月22日（金）15:00～17:00

場所：学生会館310号会議室

出席者：今井、板垣、井上、上原、荻野、勝田、小林、嶋多、中嶋、永井（郁）、浜辺、林、日向、古谷、逸見、山本、山脇

### 【報告】

今井部会長から第157回学会理事会の報告があった。

### 【定例研究発表】

- 1 「内部統制システムをめぐる取締役の責任問題～日本技術システム事件を中心に～」  
（浜辺陽一郎客員部会員）

#### <概要説明>

- 内部統制システムに関して取締役の責任を問う場合、構築義務の不備と運用の不備の2種類に分類できる。前者は大和銀行では責任ありとされたものの、雪印、ヤクルト、三菱商事、ダスキンの代表訴訟では責任否定されている。構築の問題であれば現行法制及び判例実務の傾向からすると、責任が認められることは困難である。
- 日本システム技術事件では、従業員らによる架空売上げの計上を防止するためのリスク管理体制構築義務違反について、高裁まで責任肯定したが、最高裁で責任否定された。原告が代表取締役の内部統制システム構築義務にこだわったところが敗因とも考えられる。ただ、運用においても不備について責任追及するのが困難な事情があった可能性がある。
- 大和銀行判決で明らかにされているように、取締役の内部統制システム構築は取締役の裁量の余地が大きく、またその会社の業容や特徴に応じたものが求められている。運用について過失があったか否かは、予見可能性と結果回避性がポイントとなる。さらに、経営判断の原則、信託の権利、期待可能性も問題となる。
- 一方、東芝の役員責任追及の問題では、調査委員会が調査範囲を狭く限定し、事件の全容が解明されていない、監査委員会の機能が監査役会と比して制限的である等が指摘されているが、結局のところ形式的な体制よりも実質的な態勢がなければ機能しないということである。内部統制構築義務に関する最高裁判例を、運用の問題において引用することは不適切であり、構築と運用の問題が混同されているのではないか。

#### <討議・意見>

- ある程度の体制が構築されていれば、取締役の責任を追及しないという裁判所の姿勢はいかがかと思う。日本システム技術事件でも、取締役や各部門がもう一步踏み出しておれば防げたのではないか。
- 経営実務を知らないで、取締役の責任追及の判決を出す傾向がある中、日本システム技術訴訟での最高裁判決はむしろ、まともだったのではないかとの意見もある。ただ、約100億円の売り上げの企業で約1割に相当する売掛金の滞留がどの程度異常であると評価するかが、下級審と最高裁の判断の分かれ目となっている可能性がある。最高裁は詳細に踏み込まず、役員の責任追及が苛酷にならないよう配慮した節が見受けられる。

- 企業不祥事防止のためには、内部統制システム構築運用の他、経営者等への経営倫理教育が必要ではないか。

## 2. 「三様監査の連携の一層の深化を目指して」(板垣隆夫部会員)

### <概要説明>

- 近年三様監査の連携をめぐる議論が、当事者である三者に限らず、学会から行政機関までを巻き込んだ形で活発化しているが、こうした流れに八田進二青山学院大学院教授は、警告的な批判をしている。
- 三様監査の提携の在り方は、スローガンの色彩が強いと見なされてきたが、近年の監査をめぐる状況には、実態の伴わないスローガンに止まることを許さない切実な事情が、三つの監査夫々に存在している。監査全体としては、①後を絶たない不祥事と監査機能への深刻な不信、②企業活動のグローバル化、③CG改革の深化である。また各監査とも三様監査の連携強化が迫られる状況がある。一方で、三様監査の連携の深化を阻む次の問題が存在する。①内部監査部門の高度化と独立性強化の二つの志向性の矛盾、②一方通行的なコミュニケーション、③独立性の脆弱性、④内部統制評価制度における監査役等の位置付けの不明確性である。
- これらを踏まえて、連携の新たな深化は次のような問題をクリアしていくべきと考える。1) 共通して取り組むべき領域を絞り込み設定する、2) 三様監査の双方向のコミュニケーションの場の設定、3) 内部監査部門のデュアルレポートライン、4) 合同監査の拡大、5) 内部監査部門の充実強化。
- そして、実効性ある監査機能確立のために、中長期展望を持って各監査の経営者からの独立性確保、内部統制報告制度の見直し、監査役の能力向上という課題に取り組んでいかなければならない。

### <討議・意見>

- デュアルレポートは監査役というよりも「監査をやらせる」の立場に立つ監査等委員に向けて強調されるべきではないか。
- 三様監査をどう整理するかは、結局監査役をどう強くするかという問題に帰着するのではないか。元来、監査役は法的な構造からして内部監査と会計監査を上から見るように設計されている。その日本独特の監査役制度が機能していないのは監査役の側に問題がある。
- 監査役には権能はあるが、経営トップからの掣肘等の問題があり、機能していない。独立性の強化が必要。
- 監査役をなくし監査委員に収斂して行って、どうなるかという発想も必要。
- 業務執行からの独立性と「円滑な双方向でのコミュニケーション」を促進する連携とを峻別して考える必要がある。連携によりリスク認識を共有することでリスクアプローチを推進できる以上、連携強化は積極的に推進する方向であることに変わりはない。
- 経営の基本的姿勢として、株主を含むステイクホルダーのために、内部監査、会計監査、監査役、社外取締役の4つの機能が絞込んだ領域で有効に連携することが必要だ。
- 参考文献等最低の論文形式に準拠した論文にされたい。

【次回開催日】1月19日(金)午後3時 学士会館310号会議室